

労審発第 1704 号
令和 7 年 9 月 24 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

労働政策審議会
会長 岩村 正彦



令和 7 年 9 月 24 日付け厚生労働省発基安 0924 第 5 号をもって諮問のあった「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（労働安全衛生法関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和 7 年 9 月 24 日

労働政策審議会
会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 高田 礼子

「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国
の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（労働安全
衛生法関係）」について

令和 7 年 9 月 24 日付け厚生労働省発基安 0924 第 5 号をもって労働政策審
議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。